

# 一般社団法人福祉自治体ユニット

## 会員の種別、入退会、会費等の取扱い規則

(平成25年12月26日制定)

### (目的)

第1条 会員の種別、入退会、会費等の取扱いは、定款第3章に定めるもののほか、この規則による。

### (会員の種別)

第2条 定款第6条第1号で規定する正会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 会費を納入した市区町村長
- 二 会費を納入した都道府県知事

第3条 定款第6条第2号で規定する準会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 正会員に該当しない市区町村長
- 二 正会員に該当しない都道府県知事

第4条 定款第6条第3号で規定する賛助会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 以前に市区町村長であった者
- 二 以前に都道府県知事であった者

### (入会)

第5条 当法人の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込手続きを行い、代表理事に提出しなければならない。

2 会費は、次の通りとする。

- 一 正会員 100,000円
- 二 準会員及び賛助会員 10,000円

3 入会にあたっては、代表理事の承認を得るものとする。

4 代表理事が入会を承認しなかったときは、入会申込手続きに添えて提出された会費は、これを返還する。

第6条 会費滞納の理由により除名された者が再入会しようとする場合には、所定の入会手続きを要するほか、滞納期間中の会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

- 2 会費を滞納中の会員が退会しようとする場合、滞納中の会費を納入する。
- 3 退会した会員のうち当該年度内において会員継続の意思表示が確認された場合は、それを認める。

(会費の納入)

第8条 会費は、毎年度分（4月から翌年3月まで）を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。

第9条 会員の種別の変更を希望する者は、種別変更届を代表理事に提出し、会員資格審査担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。種別の変更は承認のあった日からとする。

第10条 会費の滞納が1年以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する。会費を納入した場合でも、滞納期間中の会員対象配布物の配布を受けられないことがある。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日から適用する。